

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

経営所得安定対策等実施要綱の一部改正の改正内容抜粋

共通事項

- ・ 交付申請書（様式第1号A・B）及び営農計画書（様式第2号）の記載内容の見直し
- ・ 営農計画書（様式第2号A）について、協議会から農政局（県拠点）への紙提出を廃止し、データのみの提出に変更

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- ・ 営農計画書（様式第2号A）のゲタ対策の生産予定面積欄を削除し、面積払の収穫後交付の希望欄を営農計画書（様式第2号A）から交付申請書（様式第1号）に移動
- ・ 様式第6号について、協議会から農政局（県拠点）への紙提出を廃止し、データのみの提出に変更

(1) 趣旨

対象畑作物（麦、大豆、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するもので、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。）を基本とし、面積払（作付面積に応じて交付するもの。）をその内金として先払いすることができる。

(2) 交付対象者 ※ ナラシと共通

① 基本要件（次のア～ウに該当する者）

ア 認定農業者

基盤強化法第12条1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人

イ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

ウ 集落営農

特定農業団体又は次の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）

(ア) 定款又は規約が定められていること。

(イ) 共同販売経理を行っていること。

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること。

② 農地の有効利用に関する要件

その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと。

③ 環境との調和に関する要件

農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていること。

(様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」により確認。

④ 交付対象者の要件を満たしておく時点

○ ゲタ交付金の交付を受けようとする者

→ 交付申請書(様式第1号A・B)による申請時点(令和7年6月30日)

→ 面積払の辞退者は数量払の交付申請時点

(令和7年7月1日から麦・なたね等は翌年3月5日、大豆・そばは翌年4月30日)

なお、次年度以降もゲタ交付金を受けようとする場合は、**継続して要件を満たしておく必要がある。**

(3) 交付対象作物について

- ・ 麦(種子用、麦芽原料として使用される麦(ビール用等)を除く)
- ・ 大豆(種子用、黒大豆を除く)
- ・ そば(種子用を除く)
- ・ なたね(食用植物油用のみ。種子用を除く)

(4) 数量払

交付申請手続①

・ 数量払の交付申請者は、交付申請書(様式第1号A・B)及び営農計画書(様式第2号)の基礎データに、は種前契約書等を添付して、**令和7年6月30日までに農政局(県拠点)に提出**

・ 様式第1号Aの②の交付申請内容の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請」欄に「する」を選択。

は種前契約書等：需要に応じて生産されていることの確認書類

- 実需者との直接契約の場合・・・は種前契約書（写）
- 農協等と出荷契約の場合・・・出荷契約数量一覧（農協等作成）
- 自家加工販売や直売所等での販売の場合・・・①又は②
 - ① 「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-2号）（以下「自家加工販売計画書」という。）
 - ② 直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる書類又は、自家加工販売計画書に準じて作成する計画書

追加出荷契約書等

- 実績報告時に、は種前契約又は出荷契約数量を上回った場合、追加契約が必要となる。追加契約がない場合は、は種前契約又は出荷契約数量が交付金の対象数量上限となる。

令和5年産から単価が作物ごとに2種類設定

令和5年産から消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれた。

これまでは、消費税の負担分が含まれた生産費統計や販売価格を使用してゲタ交付金の単価が算出されていた。

課税事業者は消費税の手続きをすると還付又は仕入れ額控除を行うこととなる。その場合は交付金に含まれている消費税負担分を交付されているのに、その税額を控除すれば重複となるため。

基本ルール

免税事業者であることの判断は、2年前（2期前）の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。（組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価が適用されます。）

後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となります。

要件の確認、提出期限

要件を確認するのは、交付金単価が高くなる農業者分であり、**免税事業者であること**の確認が必要

※提出書類は、以下の要件を確認する書類を参照

提出期限は**令和7年6月30日まで**に交付申請書（様式第1号A・B）に添付して提出

要件を確認する書類（令和5年以降の確定申告書の場合）

- 個人の場合は2年前（令和7年産の申請の場合、令和5年分）の確定申告書（写）及び青色申告決算書（農業所得用）（写）又は白色申告の収支内訳書（農業所得用）（写）等
 - ① 確定申告書の「**営業等**」欄の金額と「**農業**」の欄の金額の合計が1千万円以下であることを確認する。
 - ② この金額が1千万円を超えている場合で、交付申請者から「青色申告決算書（農業所得用）」又は白色申告の「収支内訳書（農業所得用）」が提出されている場合は、確定申告書の「**営業等**」欄の金額と「青色申告決算書（農業所得用）」又は白色申告「収支内訳書（農業所得用）」の「**販売金額**」及び「**家事・事業消費金額**」欄の金額の合計が1千万円以下であることを確認する。
 - ③ 青色申告決算書、収支内訳書が提出される場合で、様式の種類が一般用であった場合は、一般用で確認する。
- 法人（人格なき社団含む）の場合
 - 2期前の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等
 - ※ 確定申告書（別表1）の「**売上金額**」欄の金額が1千万円以下であることを確認する。
- 個人で農業経営開始後2年以内の場合
 - 個人事業の開業・廃業等届出（写）等
 - ※ 交付申請年の12月末時点で開業年月日から2年を経過する場合、上段に記載されている「○ 個人の場合」と同様の書類確認が必要
- 法人で設立初年度の場合
 - 法人設立届出書（写）、登記簿（写）、総会資料（写）等
- 法人で設立2期目の場合
 - 法人設立届出書（写）及び初年度の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等
 - ※ 確定申告書（別表1）の「売上金額」欄の金額を前事業年度の課税期間の月数で除して6を乗じた金額が1千万円以下であることを確認する。

各書類は、原則、税務署等の受付印の有無は問わない。

交付申請手続②

数量払の交付申請者は、「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（様式第9-1号）」に確認書類を添付して、

麦・なたねは令和7年7月1日～令和8年3月5日まで、

そば・大豆は令和7年7月1日～令和8年4月30日までに協議会に提出

確認書類の詳細については、要綱等でご確認ください。

(5) 面積払（営農継続支払）

交付申請手続

面積払の交付申請者は、交付申請書（様式第1号A・B）及び営農計画書（様式第2号）の基礎データに、は種前契約書等を添付して、令和7年6月30日までに農政局（県拠点）に提出

○ 交付申請書（様式第1号A・B）

・様式第1号Aの②の交付申請内容の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」欄に「する」を選択。

・様式第1号Bの⑥の「ゲタの申請作物」欄の「面積払の申請」欄の「しない」が選択されている場合を除いて、面積払は申請されているものとする。

・面積払の交付を辞退する場合は、様式第1号Bの⑥の「ゲタの申請作物」欄の「面積払の申請」欄の「しない」に✓を付ける。（数量払交付金のみ受けたい方）

・面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付の希望」の回答欄の「する」に✓を付ける。

※ 営農計画書（様式第2号）の基礎データに生産予定面積の記載されている対象畑作物が面積払の対象となる（対象畑作物ごとに面積払の交付申請の有無を選択することが可能）。

交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

2.0万円/10a（そばは1.3万円/10a）

※自然災害により当年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合であっても、面積払分が交付される場合があります。

交付対象者

対象畑作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

基準単収を大きく下回ったこと理由書

ゲタ・水活共通・・・参考様式1へ改正

- 自然災害等の不測の事態に備えて数量払と面積払の両方の申請が原則となります。
- 面積払は、対象畑作物を生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするものであり、単に対象畑作物を作付けすれば交付されるものではありません。このことから、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出した単収が市町村等別の基準単収の2分の1未満の場合、低単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。

地方農政局等は低単収となった要因が、

- ・ 真に自然災害等の不可抗力による減収
- ・ もともと生産性の悪い圃場での生産による減収
- ・ 適切な生産が行われていないいわゆる「捨てづくり」による減収

であるのか等、提出された理由書等の内容を確認の上、総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還若しくは一部返還や交付金の交付の可否を決定します。

同一の交付申請者において、3年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気象の影響が要因であるものは除く）が提出された場合には、原則として改善指導を行う対象とします。

① 「理由書（参考様式1）」の提出対象となった申請者（自然災害等によるものは除く）には、当年産の結果を踏まえた改善策を講ずるよう指導するとともに、翌年産における重点確認者として位置づけ、肥培管理状況等を確認。

② 重点確認者が、前年度と同じ内容の「理由書（参考様式1）」を提出してきた場合、作業日誌等により改善策を講じた事実が確認できなければ、面積払交付金は返還又は不交付となることに注意！

理由書に添付する書類（抜粋）

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類

自然災害の場合

◆ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を**明確に把握できる写真**

◆ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を**明確に確認できる写真**

◆ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

◆ 農作業日誌

◆ 種子や肥料の購入伝票等

地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合の理由書の考え方

本交付金の交付申請を行う農業者に対しては、交付申請の際に誓約する「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）の内容を十分に周知・徹底することとし、提出された理由書を審査し、低単収の合理的な理由がないと判断された場合は、

① 当該年産の面積払の交付金について、即時、交付金返還の措置が採られること

② 翌年度以降の面積払の交付金について、数量払交付申請書の提出後に交付決定を行うこと

について、農業者に十分に事前説明を行うとともに、理解を得ていただく必要があります。

令和7年度経営所得安定対策等の年間スケジュール（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策））

項目	R7 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月	5月
共通	①1号A ②2号 ③3号（該当する者）													
	左記の書類 ※②はデータの データのみ													
	申請者への 「登録通知書」通知													
ゲ タ	○交付対象者の要件 を確認する書類 ①1号B ②播種前契約書 ③出荷契約書又は 出荷契約一覧 ④9-2号（計 ※④～⑥ は該当者 画） ⑤12-1号 ⑥12-2号													
	左記の 書類													
	9-1号、9- 2号(実 績)、確認 書類(要綱 別紙2参 照)													
面 積 払	支払（交付決定通知書を通知） 7月～3月：麦・なたね、7月～5月：大豆・そば													
	～3月5日まで：麦・なたね													
	～4月30日まで：大豆・そば													
6号（データのみ）														
支払（交付決定通知書を通知） 収穫後交付を含む、～4月														

注：表中の番号は、経営所得安定対策等の様式番号

色の説明（手続・
主体別色分け）

申請者→協議会

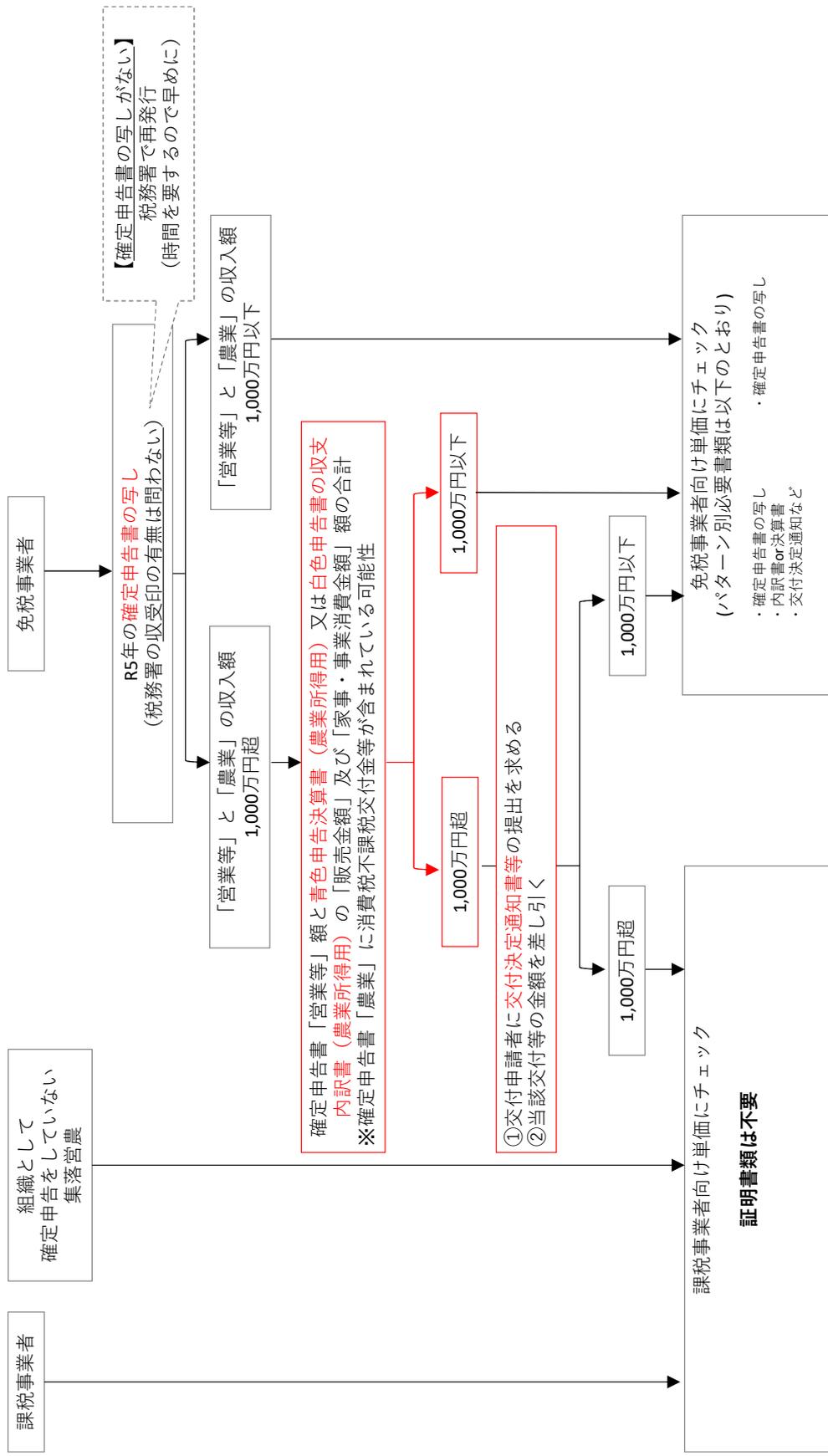
協議会→農政局
（県拠点）

農政局

ゲタ対策における消費税の課税・免税事業者向け単価判定フロー（令和7年度）

経営所得安定対策担当者限り

課税事業者が免税事業者向け単価で交付申請書を提出したことが判明した場合、ゲタ交付金は全て不交付とし、既に交付を行っていた場合は全て返還となります。ご不明点があれば、お住いの地域の都道府県拠点にご相談ください。



う ら

ゲタ・ナラシの申請者は必ず記入すること（上段）
※水活交付金のみの申請者は記載不要です

様式第1号B

農業委員会からの「農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地」がないことをもって **チェック**

集落営農は構成員の加入の有無を記入

該当するものいずれかに **チェック**

通信欄

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)					
農地の有効利用の実施状況 ※確認して <input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/> 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。		
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>			<input checked="" type="checkbox"/> 2年以上	<input type="checkbox"/> 2年未満	
【個人又は法人が記載】 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>			【集落営農が記載】 ※該当に <input checked="" type="checkbox"/>		
収入保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している	<input type="checkbox"/> 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (5 人)	<input type="checkbox"/> 無
前年の税務申告の状況	<input type="checkbox"/> 白色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 青色申告	前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 各構成員が申告 (組織として申告なし)	<input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告

※営農開始・法人等設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

ゲタ申請者は必ず記載すること（下段左側）

◆ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
 種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物	作付けの有無	作付け「あり」の場合	
		面積払の申請	収穫後交付金の申請
小麦	春まき	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	秋まき	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> する
	二条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	六条大麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
はだか麦	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
大豆	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する
そば	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する
なたね	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する
てん菜	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する
でん粉原料用 ばねいよ	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> しない	<input type="checkbox"/> する

※「収穫後交付金の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は できません)

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

<input type="checkbox"/> 免税事業者向け単価	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
------------------------------------	---

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載したゲタ対象作物の合計

ゲタの交付対象作物について作付けた作物に **チェック**

収穫後に **面積払交付** を希望する場合は「**する**」に **チェック**

面積払の交付を希望しない場合は「**しない**」に **チェック** (数量払交付金のみ受けたい方)

「**免税事業者向け単価**」「**課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)**」の **いずれかを選択**